

令和8年度農山漁村インバウンド受入加速化事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度農山漁村インバウンド受入加速化事業業務委託

2 目的

三重県の農山漁村の活性化を図るため、本県では農泊の取組を推進し、地域資源を生かした体験観光コンテンツの造成や、国内外からの誘客拡大に取り組んできた。

2025年の訪日外国人旅行者数は、42,683,600人と引き続き過去最高を更新するなどインバウンドは堅調に推移し、農山漁村への関心も高まりつつある。

また、三重県における外国人延べ宿泊者数のコロナ禍前（2019年）からの回復率は、2024年は全国47位だったが、2025年は速報値ベースで39位となるなど、インバウンド市場の裾野も広がり、一定増加の兆しも見られる。これらの傾向を確実なものとし、さらなる誘客につなげていく必要がある。

本業務では、別紙「農泊におけるインバウンド受入アクションプラン（案）」をふまえ、令和8年度を「実装・高度化」の段階として、「売れる農泊商品」の確立に向け、農泊地域における受入体制を実装・高度化させるため、研修の実施とともに、モニターツアーを行い農泊プログラムの磨き上げを行う。

加えて、昨年度の調査において、インバウンドに対応するためのガイドや通訳の人材が不在であること、また、WEB発信等のプロモーションを担う人材が不足しているという課題が明らかになったことから、学生・留学生等を対象とした新たな関係性の創出に向けたプログラムを実施することで、更なる外国人旅行者の誘客促進を図る。

一連の業務終了時に県内農泊地域など関係者へのフィードバックを行うことで、本業務の成果を県内農泊地域に還元することにより、農山漁村への外国人宿泊者の増加と滞在消費の拡大を通じて、地域活性化に寄与することを目的とする。

なお、本業務において、農泊とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいい（農林水産省ホームページ「[農泊](#)」の推進について：農林水産省から引用）、漁村地域における滞在型旅行である渚泊（[渚泊（なぎさはく）の推進：水産庁](#)参照）を含む。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

受託者は、次に掲げる4（1）～（3）について、県と事前に協議の上、委託業務を実施する。

(1) インバウンド受入体制の実装・高度化

「売れる農泊商品」の確立に向け、農泊地域における受入体制を実装・高度化させるため、以下の①～③の取組を実施すること。

① インバウンド受入体制の実装・高度化に向けた研修の実施

ア 目的

昨年度事業の実施をふまえ、インバウンド受入体制の実装・高度化のために必要な知識を習得させ、インバウンドの受入体制の構築、及びインバウンド向け農泊プログラムを研修受講者自身に作成させること。

イ 対象

農泊事業者、および今後農泊の提供を検討する農林漁業者、地域資源を活用したビジネスを展開しインバウンド向け農泊プログラムの提供に意欲がある方々等。

ウ 実施期間・実施回数

令和8年9月中旬まで（目安）に、研修を1回（4時間程度）実施する。

エ 実施日時・実施会場

4（1）①の研修受講者が参加しやすい開催日・時間・場所を設定し、三重県の承認を得た上で決定する。

必要な備品・器具・装置等は全て受託者が用意し、会場の確保および調整等の運営業務を一括して受け持つ。

オ 農泊プログラムの様式の作成

受託者は、研修に先立ち、インバウンド向け農泊プログラムの様式を作成する。なお、インバウンド向け農泊プログラムの様式には、料金表も記載する。

なお、4（1）①の研修の際、受講者に対し様式の説明を行い、三重県と協議の上決定する提出期限までにインバウンド向け農泊プログラムを作成させる。

カ 研修の講師

インバウンド市場に精通し農泊にも知見がある専門家

外国人旅行者の農泊ニーズなどインバウンド市場の知見があり、「売れる農泊商品」の構築や指導が可能な人物。

キ 研修の内容

研修内容については、以下のテーマを含んだものとし、講師も含めて企画提案書にて提案を行うこと。

- (A) インバウンド受入体制の実装・高度化に向けたポイント
- (B) 「売れる農泊商品」の構築のためのポイント
- (C) 上記オの農泊プログラムの様式の説明と提出期限

ク 研修の広報および研修受講者の募集

チラシの作成など研修受講者の募集の業務は、受託者が主体的に行うこと。

ケ インバウンド受入体制の実装・高度化のための研修後のフォローアップ

4 (1) ①の研修受講者が、インバウンドの受入を行うことが可能な体制を構築し、インバウンド向け農泊プログラムを開発するため、研修後のフォローアップを行う。

その方法については、下記(a)～(c)を加味し企画提案書にて提案を行うこと。

(a) 4 (1) ①の研修受講者からの問い合わせに対して、研修以外の機会も活用し、作成をサポートする。

(b) インバウンド向け農泊プログラムは、「美し国みえ」のイメージを体現する魅力的な体験とし、農山漁村での「宿泊体験」と、農林漁業体験や農山漁村体験、自然体験等の「体験」を必ず組み入れることとし、地域食材を使った料理などの「食事体験」については、地域の伝統的な食事または地域の食材を中心とした食事内容となるように努め任意で組み合わせ盛り込む。(食事については、旅行者の信教・信条・体質に配慮すること。)

(c) 作成するインバウンド向け農泊プログラムのターゲットは、台湾、タイ、シンガポール、フランス、ドイツ、米国、インドネシア、インドからの外国人旅行者の内、農泊におけるインバウンドの主なターゲットとして想定している「日本に長期間あるいは複数回目の来訪を検討している FIT 層」を基本とする。

なお、県内各農泊地域の提供するコンテンツ等の特色に応じて独自のターゲットングを行うことを妨げるものではない。

② モニターツアーのコース設定

受託者は、モニターツアー実施対象地域選定のため、「審査基準(案)」を作成し、県が定める日(8月下旬予定)までに提出、その後、県と協議して「審査基準」を決定する。「審査基準」の作成にあたっては、以下の項目を含める。

- ・農泊であること
- ・「美し国みえ」のイメージを体現し外国人旅行者をターゲットとしたものであること
- ・採算性

これらに基づき、4 (1) ①の研修受講者から提出されたプログラムの中から実現性の高いものを選定し、2コース以上のモニターツアー(1コースに2つ以上

の体験活動（農林漁業体験や農山漁村体験、自然体験等）を組み入れること）を設定する。なお、選定は三重県との共同審査により、得点順を基準とするが、特定項目に著しく低評価がある場合は除外する。

モニターツアーのコース設定には、インバウンド市場に精通し農泊にも知見がある専門家から聴取した意見を取り込み、三重県が想定するターゲットに魅力を訴求でき、「美し国みえ」のイメージを体現する内容とし、最終的に三重県の承認を得ること。

③モニターツアーの実施

受託者は、モニターツアー参加者の募集を行い、設定した2コース以上についてモニターツアーを次のとおり実施する。

なお、今回のモニターツアーは、作成したプログラムの検証や地域資源の評価を主な目的として実施する。

ア 参加者の募集

受託者は、モニターツアーの広報、告知、参加者募集、申込み受付、催行に伴う問い合わせ対応、参加者の選定、事前調整、事後連絡、及び旅行契約締結等の業務を一括して実施する。

なお、募集方法は、公募またはピンポイントの誘客手法を用いて必要な人数を確保する。

参加者は、各コース概ね5名程度とし、以下の（a）～（d）の条件をいずれも満たすよう選定する。

- （a）過去にインバウンド受入れに関わった経験がある方、またはインバウンド市場に関する知見を持っている方。（インバウンド戦略のコンサルタント業界、旅行業界、観光業界、地域振興、マーケティング、ホスピタリティ業界などに従事している方を想定。）
- （b）今回作成するインバウンド向け農泊プログラムのターゲットの旅行ニーズについて知見のある方。
- （c）モニターツアーにおいて、アンケートの回答やヒアリング、意見交換に応じていただけること。
- （d）今後のインバウンド受入拡大のため、三重県から県内農泊地域の関係者（農泊事業者、観光協会など）、市町職員、県の関係部署などにアンケートやヒアリングの結果を伝えることについて、了承いただけること。

イ 実施期間

モニターツアーは、モニターツアーコース設定後から令和9年1月下旬までを目安に実施する。

ウ 実施方法

- (a) 旅行業法に基づいた2泊3日のモニターツアーを2コース以上で実施する。
- (b) モニターツアー実施日は、4(1)①の研修受講者等と協議の上決定する。
- (c) 受託者は、宿泊、食事、体験など、必要な旅行サービスの手配を行う。ツアー当日、受託者の担当者が同行し、参加者の引率を行うこと。
- (d) 参加者が、日本語では意思疎通が十分円滑にできない場合は、必要に応じて通訳ガイドを同行させ、言語面でのサポートを行うこと。
- (e) 受託者は、モニターツアー参加者に対し、アンケートやヒアリング、意見交換を実施し、宿泊・体験・食事の各要素の満足度や改善点、旅行商品の魅力度等に関する定性的なフィードバックを収集する。なお、アンケートやヒアリング、意見交換の内容は、三重県と協議の上、受託者が準備・段取りを行う。
- (f) モニターツアーについて記録写真の撮影を行い、報告書に整理する。

エ 費用負担

モニターツアー参加者に要する費用の負担は、以下のとおりとする。
なお、ツアー催行に係る人件費や一般管理費等には、委託料を充てることとし、これらについては、参加者の負担としない。

費用	費用の負担
参加者の自宅から集合場所(東京駅を想定)までの交通費	参加者の自己負担
集合場所(東京駅を想定)から解散場所(東京駅を想定)までの交通費(又は貸切バス等の費用)	全額、委託料を充てる
体験費用(朝・昼・夕食の費用、宿泊費用を除く体験活動の費用)	全額、委託料を充てる
宿泊費用(モニターツアーを実施する農泊地域内での宿泊に限る)	全額、委託料を充てる
朝・昼・夕食の費用	参加者の自己負担
参加者が任意でとる飲食の費用、任意で購入するものの費用	参加者の自己負担
解散場所(東京駅を想定)から参加者の自宅までの交通費	参加者の自己負担
参加者の傷害保険料	参加者の自己負担

オ その他注意事項

ツアー中の事故に備えて、参加者全員に国内旅行傷害保険等に参加させること。
保険料は参加者負担とする。

カ 実施報告書の作成

4 (1) ③ウ (e) のモニターツアー参加者によるモニターツアーへの評価を実施し、その結果を集計、分析、翻訳しモニターツアー実施報告書を作成する。

(2) 学生・留学生等を対象とした新たな関係性の創出

更なるインバウンドの受入に向けて不足するガイドや通訳、WEB発信等のプロモーションを担う人材について、学生・留学生等を対象とした新たな関係性の創出に向けたプログラム（以下、「モデルプログラム」という）、を以下の①～⑤に基づき実施すること。

①実施地域の選定及びモデルプログラムの作成

ア 実施地域の選定

三重県内の農泊地域のうち、更なるインバウンドの受け入れをめざす農泊地域を1地域、県と協議のうえ選定する。

イ モデルプログラムの作成

モデルプログラムの内容については、地域の特徴やインバウンドの受け入れにあたっての課題、課題に対応するために学生等がどのような形で関わることができるのかを明確にしたうえで、県及び実施地域と協議のうえ設定する。

なお、モデルプログラムがめざす効果、プログラムに必須の内容は以下のとおりとする。

(a) めざす効果

- ・インバウンドの受入にあたって、農泊地域で不足する役割を新たに学生が担うことにより、更なるインバウンドの受入促進と、県内農泊地域の人手不足の解消につなげる。
- ・農泊地域において受入活動に携わる機会を創出することで、学生等の農泊地域の活動に対する理解促進を図る。
- ・事業をきっかけとし、学生等と地域の継続的なつながりをつくりだすことで、農泊地域と様々な形で関わりを持つ関係人口の拡大をめざす。

(b) プログラムに必須の内容

- ・参加者が農泊地域の活動を知るだけでなく、地域の多様な魅力を知ることができるよう、モデルプログラム実施中に開催される地域の伝統行事（祭等）やイベント、地域の周遊スポット等を紹介するなどの工夫を行うこと。
- ・モデルプログラムの最後には、参加者から実施レポートの発表を行い、参加者と受入れ地域側とで相互に今後も継続的に関わる方法等について話し合う意見交換会（半日程度）を実施すること。

(c) 実施期間

1 地域あたりの実施期間は延べ4日間程度を確保すること。

(d) 費用負担

参加者の費用負担は、4(1)③エの考え方と同様とする。

②参加者の募集

ア 参加者の対象

参加者の対象は、農泊や地域づくりに興味や関心のある県内外の大学生（短期大学生及び大学院生、留学生含む）、高等専門学校生及び専門学校生、20代から30代程度の社会人とする。

イ 参加者数の目安

1 地域あたりの参加者は3名程度とする。（受入体制に応じて決定）

ウ 募集及び受付

参加者については、受託者において募集・確保すること。募集にあたっては、チラシ等を作成のうえ、大学等への情報発信や、インターネット、SNS等を活用し、参加者を広く募集することとし、参加者の確保に向けて効果的な方法を検討し、周知に努めること。

③モデルプログラム開催に向けた調整・準備

ア 実施地域への説明会の開催

モデルプログラムをスムーズに実施するため、実施地域に対する説明会を開催すること。

イ 実施地域との調整

実施地域と、モデルプログラムの実施に向けて必要な調整を行うこと。また、実施地域には必要に応じて謝礼等を支払うこと。

ウ 参加案内資料の作成

参加者が、宿泊場所や交通手段等について事前に準備できるよう、参加の案内をまとめた資料を作成すること。特に交通手段については、公共交通機関を利用した交通手段やレンタカーの借りられる場所等、詳細に案内すること。

④モデルプログラムの実施・運営

ア 参加者の保険加入

モデルプログラム実施中の事故に備えて、参加者全員に傷害保険等に加入させること。保険料は参加者負担とする。

イ 参加者へのサポート

参加者に対して、以下のサポートを行うこと。

- ・体調不良者の対応
- ・参加者への集合場所の連絡
- ・参加者の当日の出欠確認
- ・駐車場の確保
- ・当日の天候等に応じた実施内容の調整
- ・参加者からの問合せへの対応

⑤アンケート調査の実施

参加者へのアンケート調査を実施すること。アンケート内容については、三重県と協議の上決定すること。

⑥今後の取組方向性の整理

上記の取組をふまえ、今後、農泊地域において新たな関係性を創出していく上での、課題の整理や今後の取組に方向性について整理する。

(3) 事業実施後研修の実施

モニターツアー及びモデルプログラム実施後に研修を企画・実施し、県内農泊地域の関係者（農泊事業者、観光協会など）、市町職員などを幅広く招集し、本業務で得られた成果を共有する。

①実施期間

モニターツアー及びモデルプログラム実施後から令和9年2月下旬頃まで（目安）に、研修を1回（4時間程度）実施する。

②実施日時・実施会場

研修受講者が参加しやすい開催日・時間・場所を設定し、三重県の承認を得た上で決定する。

必要な備品・器具・装置等は全て受託者が用意し、会場の確保および調整等の運營業務を一括して受け持つ。

③研修の内容

研修内容については、下記テーマを含むものとする。

- ・モニターツアーの実施結果（モニターツアー参加者の反応やアンケート結果、今後の課題など）
- ・モニターツアーの実施をふまえ、受入体制やインバウンド向け農泊プログラムの改善点

- ・モデルプログラムの実施結果（参加者の反応やアンケート結果など）
- ・農泊地域において新たな関係性を創出していく上での、課題や方向性

5 業務完了後の提出書類

業務完了時には、本業務実施内容、成果その他必要事項を記載した業務完了報告書を、下記の通り提出する。

(1) 業務完了報告書

① 提出期限

令和9年3月19日（金）

② 提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

③ 提出物

- ・業務完了報告書 1部

事業実施による成果をとりまとめたもの。

ただし、下記ア～オに、この委託業務実施による成果を記載している場合は、「業務完了報告書」と題し、受託者から三重県あての「業務が完了したので報告する」旨を記載した送付状のみで可とする。

なお、印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

ア 4（1）①の研修実施報告書 1部

研修実施報告書の作成にあたっては、実施日時、参加人数、内容、質疑応答や意見交換において出た意見などを明記し、研修で使用した資料を添付する。

イ 農泊プログラム企画書 1式

4（1）③のモニターツアーで実施した農泊プログラムの企画書を提出する。開発した農泊プログラムは、タリフ（プログラムの概要や料金体系、条件等をまとめたもの）の形にも整理し提出する。

ウ モニターツアー実施報告書（記録写真付き） 1部

4（1）③のモニターツアー実施報告書。

なお、モニターツアー実施報告書の作成にあたっては、実施期間、参加者の属性・結果、モニターツアーの記録写真、モニターツアー実施時の配慮事項やポイントなど今後の農泊プログラム開発の参考となるような提案などについて整理する。

エ モデルプログラム実施報告書（記録写真付き） 1部

4（2）④のモデルプログラム実施報告書

オ 今後の取組方向性の整理に関する報告書 1部

4（2）⑥の今後の取組方向性の整理に関する報告書

カ 事業実施後研修の報告書 1部

4（3）の研修実施報告書

(2) その他

- ① 報告書の提出にあたっては、事前に三重県の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。

6 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施すること。
- (2) 委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認すること。
- (3) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）は、成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。ただし、4（1）①の研修で作成した農泊プログラム、および4（1）③で使用した農泊プログラムの著作権は、当該プログラムを考案した研修受講者が著作権を有するものとする。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 受託者は、写真撮影にあたっては、肖像権を侵害しないよう、被写体となる人の許諾を得て撮影すること。
- (5) 委託業務遂行においては、常に連絡・調整が取れる体制を整え、円滑な業務実施に努めること。
- (6) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、三重県がその費用を負担するものとし、その損害額は、三重県と受託者が協議して定める。

7 参考（県内の農泊地域）

三重県 農泊・渚泊 協議会 位置図

